

会社法における子会社の 親会社株式取得の禁止

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ9

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法でも、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」は維持されている。

しかし、子会社の定義の拡大に伴い実質的に禁止の範囲が拡大したといえる点や、対価の柔軟化に伴い例外が増えた点には注意しなければならない。

1. 子会社による親会社株式の取得の原則禁止

現行の商法211条の2第1項では、一定の例外を除き、子会社が親会社の株式を取得することは禁止されている（「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」）。

会社法でも、基本的に、この「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」は維持されている。次に掲げた会社法135条がその規定である。

第135条

第1項 子会社は、その親会社である株式会社の株式（以下この条において「親会社株式」という。）を取得してはならない。

第2項 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

第一号 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社

第二号 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合

第三号 吸収分割により他の会社から親会社株式を承継する場合

第四号 新設分割により他の会社から親会社株式を承継する場合

第五号 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合

第3項 子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。

2 . 会社法における改正点

会社法では、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」に関して、次のような改正がなされている^(注1)。

(1) 子会社の定義変更に伴う規制範囲の拡大

(2) 合併等の対価の柔軟化に伴う例外の拡大

詳しくは、以下の「(1)」、「(2)」のとおりである。

(注1) 以下の資料を参照。

< 書籍 >

・相澤哲(法務省大臣官房参事官)編著「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005)の76~77ページ

< 雑誌記事 >

・相澤哲(法務省大臣官房参事官)他著「新会社法の解説(3)『株式(総則・株式名簿・株式の譲渡等)』」(旬刊商事法務 No.1739 [2005.8.5]の35~45ページ〔特に44ページ〕)

・「座談会『会社法』制定までの経緯と新会社法の読み方」(旬刊商事法務 No.1739 [2005.8.5]、6~34ページ〔特に27ページ〕)

(1) 子会社の定義変更に伴う規制範囲の拡大

会社法では、子会社の定義の詳細は、今後定められる法務省令で決定されることになっている。その際には、**子会社の定義が拡大**される予定である。

それに伴い、「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」の規制が課せられる範囲が変更、拡大される見通しである。つまり、「**子会社による親会社株式の取得の原則禁止**」違反となる**範囲が拡大する見通し**である。

子会社の定義の変更は、次のような方向でなされる予定である^(注2)。

(1) 株式会社以外の法人も含む

(2) 議決権の過半数という形式基準(現行商法の基準)ではなく、**実質的に支配しているか否かという基準により判断する**

(注2) 以下のレポートを参照。

・「会社法上の親子会社の定義Q & A ~ 『会社法』の焦点シリーズ 6 ~」(堀内勇世、2005.8.19 作成)

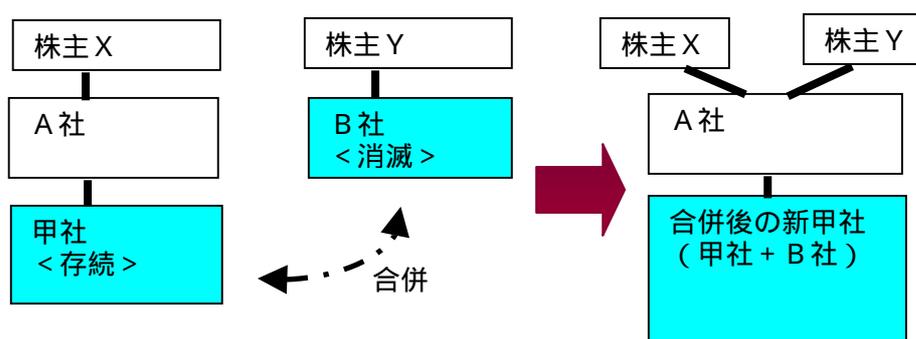
・「新生『会社法』の気になる用語Q & A (1)」(横山淳、2005.6.30 作成)

・「会社法案の概略 ~ 方針、会社類型、用語 ~ 会社法案の概略シリーズ 2 ~」(堀内勇世、2005.5.27 作成)

(2) 合併等の対価の柔軟化に伴う例外の拡大

会社法では、合併等の際に、存続会社等の株式の代わりに金銭、親会社の株式、他社の株式などを交付することが認められている（会社法 749 条、758 条、768 条参照）。このことを「**合併等の対価の柔軟化**」という^(注3)。

この「合併等の対価の柔軟化」により、いわゆる「**三角合併**」が可能となる。三角合併とは、子会社が、他の会社を吸収合併する場合に、その親会社の株式を対価として交付する合併のことである。図示すれば、次のようになる。



この三角合併を行うためには、子会社が親会社の株式を取得しなければならない。そこで、この場合の子会社の親会社株式の取得を、会社法では「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」の例外として定めている（会社法 800 条）。

また、「合併等の対価の柔軟化」が図られると、自社が保有する株式の発行会社が合併などを行う際の対価が、自社の親会社の株式であることもありうる。例えば、Q社が株主であるR社がS社に吸収合併されることになり、対価がQ社の親会社であるP社の株式という場合がありうる。このような場合は、現行商法 211 条の 2 第 1 項 1 号に定める例外と同様の状況であるといえるので、例外として法務省令で規定される予定である（会社法 135 条 2 項 5 号参照）^(注4)。

したがって、「合併等の対価の柔軟化」に伴う「子会社による親会社株式の取得の原則禁止」の例外と定められているもの等を簡単に表記すれば、次のようになる（なお、**は、今後、法務省令で例外として規定される予定である。**）。

三角合併等を行う場合

合併等の対価の柔軟化に伴い、親会社の株式の割当を受ける場合

(注3) 以下のレポートを参照。

- ・「新会社法とM & A ~新会社法と新たな企業経営 ~」（吉川満 他、2005.7.6 作成）
- ・「会社法案の概略 ~ 計算、組織再編、設立 ~ 会社法案の概略シリーズ 5 ~」（堀内勇世、2005.5.30 作成）
- ・「図説 会社法案とM & Aに関するQ & A」（横山淳、2005.5.19 作成）
- ・「会社法案、M & Aに関わる概要」（横山淳、2005.4.25 作成）

(注4) 平成 15 年 10 月に法務省民事局参事官室から公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案 補足説明」の 21 ~ 23 ページ参照。